

○（仮称）四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業の事業者選定に係る総合評価一般競争入札実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、四街道市が発注する（仮称）四街道市次期ごみ処理施設整備及び運営事業（以下「本事業」という。）の事業者選定に係る総合評価一般競争入札方式による入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、総合評価一般競争入札方式とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定により、価格その他の条件が四街道市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者として決定する方式をいう。

（次期ごみ処理施設整備事業審査委員会）

第3条 市長は、総合評価一般競争入札方式による入札の実施に当たっては、別に設置する次期ごみ処理施設整備事業審査委員会（以下「委員会」という。）の調査、審議及び答申を経て落札者を決定するものとする。

（技術支援の要請）

第4条 市長は、総合評価一般競争入札方式による入札の実施に当たり必要と認めるときは、相応の知識と経験を有する第三者の専門家に技術的な支援を要請することができるものとする。

（入札の公告）

第5条 市長は、総合評価一般競争入札方式による入札を実施しようとするときは、四街道市財務規則に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を公告しなければならない。

- （1）総合評価一般競争入札方式による旨
- （2）当該総合評価一般競争入札方式に係る落札者決定基準
- （3）その他必要と認める事項

（事業提案書）

第6条 入札に参加する者（以下「応募者」という。）は、総合評価を行う際に必要な事業提案書を市長が指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 事業提案書の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とする。

（落札者決定基準）

第7条 落札者決定基準（令第167条の10の2第3項の落札者決定基準をいう。以下同じ。）には、評価基準、評価の方法その他の基準を定めるものとする。

2 前項の評価基準、評価の方法その他の基準の策定に当たっては、委員会の調査及び審議を経て市長が決定するものとする。

（落札者決定の方法）

第8条 市長は、落札者決定基準により総合評価を行い、落札者を決定するものとし、決定に当たっては、委員会の調査、審議及び答申を経て、入札価格が予定価格の制限の範囲内であって、総合評価点の最も高い応募者を落札者とする。

2 総合評価点の最も高い応募者が2者以上あるときは、価格点の最も高い提案を落札候補者とし、価格点も同点である場合は、くじ引きにより落札候補者を選定する。

（結果の通知及び公表）

第9条 市長は、入札結果を応募者に通知するものとする。

2 市長は、入札結果の概要を公表するものとする。

（入札の無効）

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札説明書に規定する入札参加資格のない者が行った入札
- （2）入札参加資格審査申請書に記載された応募者以外の者が行った入札
- （3）談合その他不正行為があったと認められる入札
- （4）応募者の記名並びに応募者の代理人の署名及び押印を欠く入札又は入札事項を明示しない入札
- （5）事業提案書等に虚偽の記載をした者が行った入札
- （6）その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

（実施上の留意事項）

第11条 入札の実施に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- （1）入札の参加を希望する者には、入札参加資格審査申請書その他市長が指定する書類（以下「入札参加資格審査申請書等」という。）を提出させるものとする。
- （2）入札に要する費用は、応募者の負担とする。
- （3）提出された入札参加資格審査申請書等及び事業提案書は、応募者に無断で審査以外の目的に使用しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、総合評価一般競争入札による本事業の入札の実施に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成29年8月21日から施行する。